

## 老人保健制度で医療を受けている皆さんへ 平成20年4月から**新たに**後期高齢者医療制度が始まります

これまでの「老人保健法」による老人保健制度に替わり、平成20年4月から『高齢者の医療の確保に関する法律』により、75歳以上の後期高齢者を対象とする新たな高齢者医療制度（後期高齢者医療制度）が新設されることになりました。



### 老人保健制度からの変更点

	老人保健法による医療制度 (平成20年3月31日まで)	高齢者医療制度 (平成20年4月1日から)
運営主体および手続き	市町村	県内の全市町村で構成する「奈良県後期高齢者医療広域連合」 ただし、窓口業務や諸手続きは市町村窓口で行います。
対象者	75歳以上の人と65歳以上75歳未満で一定程度の障害のある人。	左と同じ
医療制度の適用を受けるには	国民健康保険または健康保険等の医療保険に加入していることが条件。	対象者全員が奈良県後期高齢者医療保険に加入します。 ※現在の国保、社保から脱退することになります。
医療機関を受診する際は	医療保険証と老人医療受給者証を提示する。	後期高齢者医療被保険者証を提示する。
医療機関での負担割合	1割負担 (現役並み所得がある人は3割負担)	左と同じ
保険料	医療保険によって異なり、加入している医療保険者に支払う。	原則として都道府県単位で統一され、年金からの天引きとなります。(ただし、普通徴収になる場合もあります。)

### ○奈良県後期高齢者医療広域連合について

後期高齢者医療制度は、都道府県単位で全市町村により構成される広域連合が運営します。

奈良県後期高齢者医療広域連合のホームページ <http://www.nara-kouiki.jp/>

上記内容のほか、運営主体である広域連合で定める事項については、奈良県内の市町村長や市町村議会議員の中から選出される議員20人からなる奈良県後期高齢者医療広域連合議会において決定していくこととなります。

### ○保険料について

奈良県後期高齢者医療広域連合議会において、本年11月ごろに奈良県の保険料が決定される予定です。

■問合先 奈良県後期高齢者医療広域連合 ☎0744・29・8430

保険課福祉医療係 ☎(内線373、393)

8月は

**市・県民税(2期)**

**国民健康保険税(2期)**

**の納期です。**

市役所本・支所担当窓口、取扱金融機関および郵便局で納付してください。

納税は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

納期限は8月31日(金)です。

### ■問合先

税務課徴収係 ☎(内線259、260)

保険課保険税係 ☎(内線266、368)